

第四号議案

文化財の指定及び解除について

次のように、大分県指定有形文化財及び大分県指定史跡を指定し、並びに大分県指定名勝を解除することについて、大分県文化財保護条例（昭和三十年大分県条例第十二号）第四条第一項、第三十五条第一項及び第三十六条第一項の規定により、議決を求める。

令和二年二月七日提出

大分県教育委員会教育長 工藤利明

(指定その一)

種別	名称	員数	時代	内容
有形文化財 (彫刻)	木造薬師如来坐像及び日光・月光菩薩立像	三軀	平安時代末期 (十二世紀後半)	平安時代後期の典型的な特色である抑揚の少ない身体表現と細やかな衣紋線の彫刻をもつ寄木造の薬師三尊像 薬師如来坐像高 八三・二センチメートル 日光菩薩立像高 一〇一・九センチメートル 月光菩薩立像高 一〇〇・七センチメートル 速見郡日出町大字藤原字下免六五九六番一 願成就寺所有
有形文化財 (古文書)	田尻家文書 附 仏像二軀・鏡一面	六九点	室町時代～江戸時代	室町時代から戦国時代にかけて豊後国久住、肥後国産山の境界域を支配した田尻氏に伝来した資料群 大分市大手町三丁目一番一号 (大分市王子西町一四番一号) 大分県(大分県立先哲史料館)

種別	(指定その二)		名称	時代	内容
史跡	平田城跡	中世	法垣遺跡	縄文時代	<p>中津市所有</p> <p>平成一十一年三月十二日の指定以降、調査によって、北台が城の中心部であることが明確となった。</p> <p>中津市耶馬溪町大字平田字城一〇九〇番、一〇九九番一、一〇九九番二、一一〇三番、一一一一番、一一一二番、一一一三番、一一一四番、一一二二番一、一一二二番二、一一二二番三、一一二三番、一一二四番、一一二五番一、一一二五番二、一一三三番、一一三四番一、一一三四番三、字城ノ後一一四一番</p> <p>笹島増美、藤谷郁子、笹島郁、長野厚子、長野勝司、清瀬真弓、山本仁美、笹島徹、高崎美智恵、松井政子、中尾政徳、中尾眞智子、中尾通夫、笹島律子、早田敦子、笹島和洋、内丸栄子、櫻本邦子、笹島渉、竹上久仁子、吉峯加代子、清水敏子所有</p>

所有

種別	名称	特記事項	所在地
名勝	夷谷	<p>昭和三十三年三月二十六日指定 平成三十年十月十五日付けの国 指定名勝「中山仙境（夷谷）」 指定により一部の指定が解除に なったところ、残りの部分に は、夷谷の特徴である凝灰角礫 岩の岩峰は見られず、名勝とし ての風致景観を成さないため。</p>	<p>豊後高田市夷字彦四 郎二八九番、字宮ノ 上四五三番、字茶臼 岩五六二番、字堂明 五七〇番、字南大平 五七二番一、五七二 番二、五七二番三、 字薄原一〇七三番 一、一〇七三番三、 字前花一、二二九番 一、一二二九番二、 字鳥越一五四番 一、字上源一五六六 番、字大平一六五六 番、字小藤一六九八 番一、一六九八番 二、字今夷二三一 八、字影平二三三四 番一、二三三四三番 二、字中岩二四〇九 番、字小豆迫二八一 九、字芋ノ迫二八二 一番、字差次二八七 四番、字一ノ迫二八 九三番、字横嶽二九 八三番二</p>

提案理由

大分県文化財保護審議会からの答申に基づき、大分県指定有形文化財及び大分県指定史跡を指定し、並びに大分県指定名勝を解除したいので提案する。

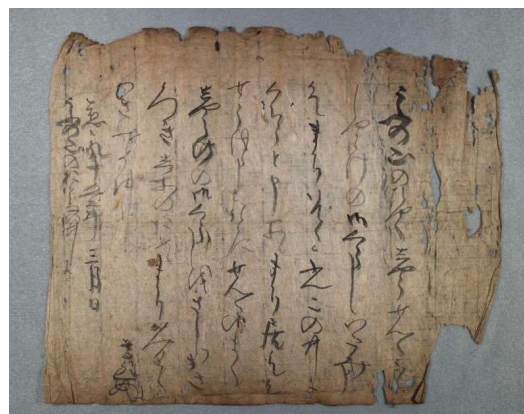
1. 木造薬師如来坐像及び日光・月光菩薩立像 有形文化財〔彫刻〕

所有者 願成就寺	所在地 速見郡日出町大字藤原字下免6596番1
員数 3軀	時代 平安時代末期（12世紀後半）
<p>◇寸法：薬師像高83.2cm 日光像高101.9cm 月光像高100.7cm ◇構造：3尊ともヒノキ材 寄木造 彫眼 漆箔</p> <p>薬師如来像は左右に木材を寄せ、日光・月光菩薩像は前後に木材を寄せる構造である。頭髪や唇に一部色彩が残る他は、全体に金箔を貼り付けて仕上げている。</p> <p>3尊とも、抑揚の少ない身体表現と、浅く細やかに刻まれた衣のひだなど、平安時代後期彫刻の典型的な特徴を示す。中でも、薬師如来像の薄く彫り出された両膝と、両脇侍像の下半身に見られる張りの少ない細身の造形から、平安時代も末期に近い12世紀後期の制作とみなされる。</p> <p>彩色、台座、光背、持物は後補であるが、全体として保存状態は良好であり、平安時代後期彫刻の優品として、指定に値する。</p>	

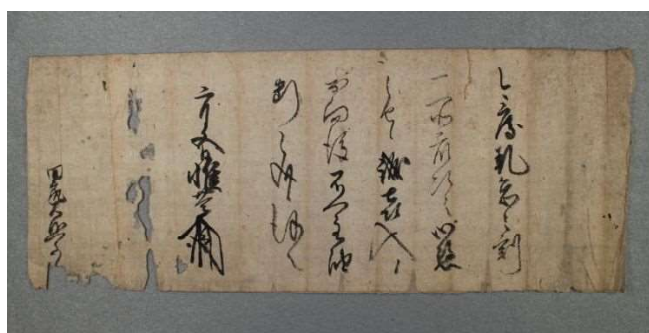


2. 田尻家文書 たじりけもんじよ 附 仏像二軀・鏡一面 つけたりぶつぞうに かがみいちめん 有形文化財〔古文書〕

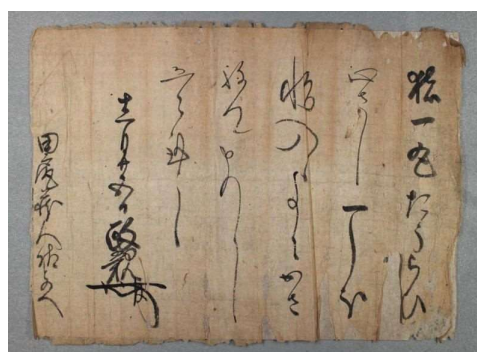
所有者 大分県（県立先哲史料館）	所在地 大分市王子西町14番1号
員数 69点	時代 室町時代～江戸時代
<p>古文書64点、木箱2口、如来形坐像1軀、菩薩形立像1軀、柄鏡1面から成る。 田尻氏は大友氏4代当主・大友親時（1236～95）の孫にあたる直親を祖とし、直親が元応元年（1319）に肥後国阿蘇郡田尻村と豊後国直入郡の一部を所領としたことから、田尻氏を名乗るようになった。大友氏は、肥後国とくに阿蘇氏を牽制する意図で、田尻氏を豊後国と肥後国の国境地帯に配置しており、田尻家文書は国境地帯の国人の動向を知る貴重な文書として、指定に値する。</p>	



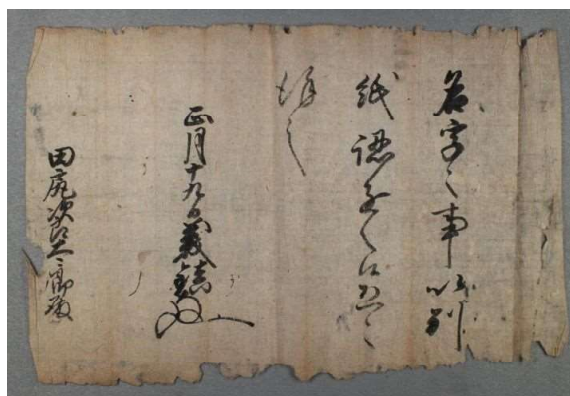
尊外書状



阿蘇惟豊書状



大友政親書状



大友義鎮書状

3. 法垣遺跡 史跡

所有者	中津市		
指定地	中津市大字加来字法垣 1 5 6 8	外 4 筆	
時代	縄文時代	面積	2, 2 1 9 m ²
<p>法垣遺跡は犬丸川左岸の標高25m前後の台地上に所在する縄文時代の集落遺跡である。発掘調査では縄文時代後期の竪穴建物跡、掘立柱建物跡、土坑が確認され、特に大型の竪穴建物からは建物を廃棄して竪穴を埋める過程で、大量の土器と共に埋葬された人骨が見つかり、廃屋を利用した埋葬遺構（廃屋墓）が明らかになったことは注目に値する。また、縄文時代においては東日本を中心に掘立柱建物は見られるものの、九州地域において確認されるのは希な事例で大変重要である。</p> <p>以上から、法垣遺跡は九州の縄文文化を考える上で重要な遺跡であり、指定に値する。</p>			



掘立柱建物跡検出状況



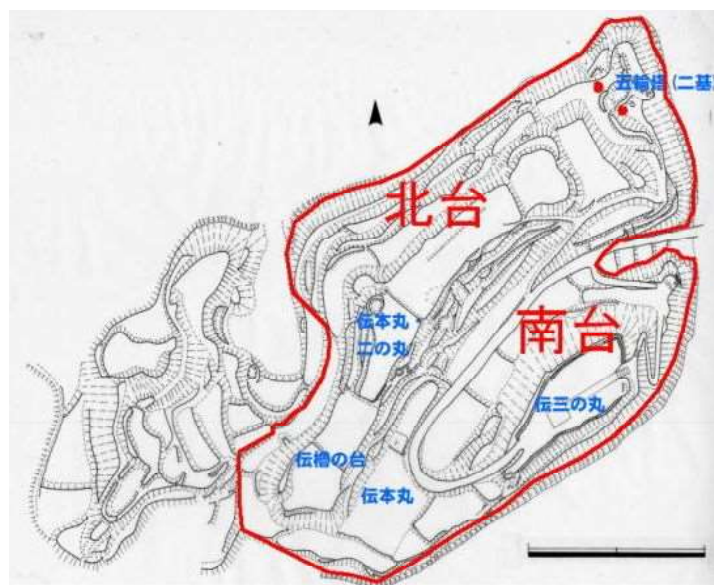
住居内土器祭祀状況



人骨出土状況

4. ひら たじょうあと 平田城跡 史跡

所有者	中津市他		
指定地	中津市耶馬溪町大字平田字城1090番	外	18筆
時代	中世	領域	15,057㎡
◇平成31年3月12日 県指定史跡に指定 ※主に南台が中心			
<p>山国川中流左岸にある標高117mの台地先端部に所在する中世城郭。当初は野仲氏の影響下にあったが、黒田氏入部後に重臣の栗山善助(利安)に与えられたと考えられる。</p> <p>城跡として整備されている南台と、未整備の北台に分かれるが、石垣を持つ高台部とそれに連なる曲輪群の配置から、城郭の中心部は北台で、今回の調査で、中央部に周囲には石垣を巡らした「伝本丸・二の丸」があり、ここが中心的な曲輪であったことが分かる。</p> <p>平田城跡は、中世から織豊期に渡る城郭史の好例を示し、遺構の保存状態も良く、新に調査により価値が確かめられた北台部分については追加指定に値する。</p>			



縄張図



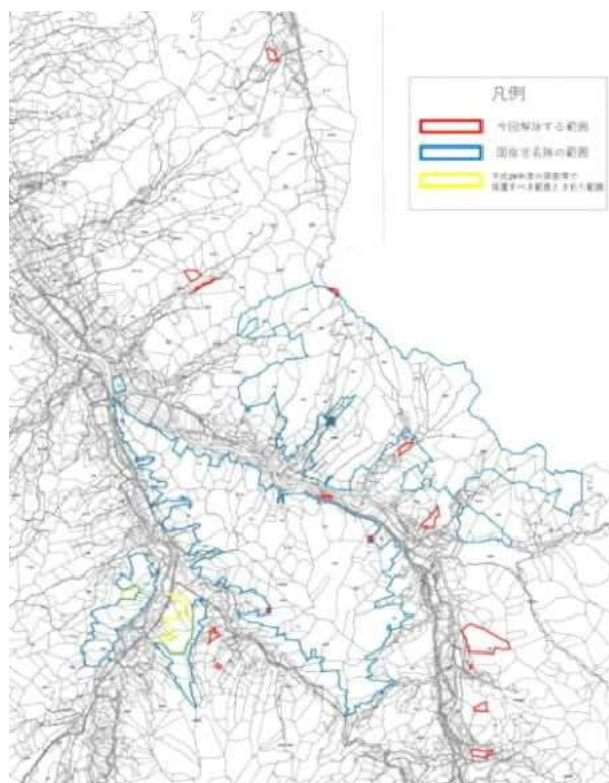
伝本丸・二の丸跡



石垣痕跡 (伝本丸・二の丸跡)

えびすだに
5. 夷谷 名勝

所有者 井ノ口喜章 他17名 大分県、豊後高田市、霊仙寺	所在地 豊後高田市夷289 外18筆
員数 1件	指定 昭和32年3月26日指定
<p>県報で告示された30筆の内11筆は平成30年(2018)10月15日に国の名勝指定を受け、自動的に解除となった。残る19筆の内4筆は公図がなく、確認することが出来ない。公図で確認できる15筆すべてにおいて、夷谷の特徴である凝灰角礫岩の岩峰は見られず、土地の利用としては山林・耕地・道路などとなっている。</p> <p>公図で確認できる15筆の指定地は、中山仙境を中心に広いエリアに飛び地で存在しているため、面的な風致景観を成すものでもなく、現状の県名勝「夷谷」は指定に耐え得るものと言ひ難い。</p>	



夷1566の状況 (山林)



夷2343の状況 (耕地)

令和元年度「大分県指定文化財」の指定及び解除について

1 「大分県指定文化財」の指定・解除の手續

(大分県文化財保護条例〔昭和30年4月1日条例第12号〕)

- ・ 県教育委員会は、国指定文化財以外の文化財で、県内に所在するもののうち重要なものを条例によって指定することができます。また、県指定文化財が文化財としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、指定を解除することができます。
- ・ 県教育委員会は、その指定及び解除に当たり、あらかじめ、「大分県文化財保護審議会」に諮問する必要があります。
- ・ 指定は、歴史上、芸術上又は学術上の観点から、価値が高いものを選び、恒久的に保護するものです。
- ・ 指定を受けると、文化財の価値を守るために、その文化財を改変するような行為などが制限されたり、許可や届出が必要となりますが、その保存等のための援助を受けることが可能となります。

2 「大分県指定文化財」の指定・解除の過程

- ・ 市町村教育委員会等が域内の候補物件について県教育委員会に進達〔6月〕
- ・ 進達された候補物件について教育委員会(教育長)が審議会に諮問〔8月9日〕
- ・ 第1回審議会において、候補物件についての調査担当を決定〔8月9日〕
- ・ 候補物件の担当となった審議会委員が調査し、所見書を作成〔8～11月〕
- ・ 第2回審議会において、所見書をもとに指定・解除について協議〔12月26日〕
- ・ 審議会(会長)は協議結果を教育委員会(教育長)へ答申〔1月6日〕
- ・ **教育委員会において、答申について協議し、文化財の指定・解除を議決【今回】**
- ・ 議決に基づき、県報告示(正式に指定・解除)
- ・ 当該文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知

3 「大分県文化財保護審議会」 (大分県文化財保護審議会条例〔昭和50年12月25日条例第44号〕)

- ・ 教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、建議をします。文化財の指定・解除に向けた調査・協議を主な業務としています。
- ・ 審議会は、委員25名以内で組織され、現在17名の委員が委嘱されています。
- ・ 委員は教育委員会からの諮問があった候補文化財について、対象文化財を専門とする委員が専任となり、調査の実施、所見書の作成等を行います。

4 令和元年度大分県文化財保護審議会からの答申内容

- ・ 指定すべきと判断されたもの 4件
 - ①有形文化財〔彫刻〕 木造薬師如来坐像及び日光・月光菩薩立像
 - ②有形文化財〔古文書〕 田尻家文書 附仏像二軀・鏡一面
 - ③史 跡 法垣遺跡
 - ④史 跡 平田城跡
- ・ 継続して調査、審議を行なうもの 1件
- ・ 解除すべきと判断されたもの 1件
 - ⑤名 勝 夷谷

大分県文化財保護審議会委員名簿

任期 平成30年4月1日～令和2年3月31日

選出分野	氏名	役職等	備考
考古(先史)	武末純一	福岡大学教授	
考古(古代)	下村智	別府大学教授	
歴史(中世)	飯沼賢司	別府大学学長	
歴史(近世)	豊田寛三	大分大学名誉教授	会長
建築(社寺)	伊東龍一	熊本大学教授	
建築(民家)	岸泰子	京都府立大学准教授	
石造文化財	田中裕介	別府大学教授	
彫刻・工芸	渡辺文雄	元別府大学教授	
美術・工芸	吉住磨子	佐賀大学教授	
文化財保存	篠崎悠美子	別府大学教授	
民俗文化財	段上達雄	別府大学教授	副会長
名勝	恵谷浩子	奈良文化財研究所研究員	
動物	馬場稔	元北九州市立自然史・歴史博物館学芸員	
植物	小田毅	別府大学非常勤講師	
地質	千田昇	大分大学名誉教授	
観光振興	桑野和泉	ツーリズム大分副会長	
普及・啓発	海原みどり	大分放送メディア局アナウンス部部长	

大分県指定文化財指定件数

分類	現在数	新指定	解除	今後	備考
有形文化財	493			495	
建造物	209			209	
美術工芸	284	2		286	①木造薬師如来坐像及び日光・月光菩薩立像 ②田尻家文書 附仏像二軀・鏡一面
無形文化財	2			2	
民俗文化財	60			60	
有形民俗	13			13	
無形民俗	47			47	
史跡	107	1		108	③法垣遺跡 ④平田城跡は追加指定
名勝	7		1	6	⑤夷谷
天然記念物	78			78	
動物	7			7	
植物	66			66	
地質鉱物	5			5	
選定保存技術	1			1	
総計	748	3	1	750	

選択無形民俗文化財	23			23	
-----------	----	--	--	----	--